

瞳が緑に染まる、ぎふ。



インターネットでの情報提供

提供予定日 4月21日

平成22年4月20日 県政記者クラブ配布資料		
担当課(所属)	担当者	電話番号
環境生活政策課	消費生活担当 桑原 秀幸	直通 058-272-8204 内線 2389

岐阜県消費者行政推進本部を設置しました ～第1回本部員会議を開催～

平成21年9月に消費者庁が発足し、各省庁への司令塔としての役割が期待されているところですが、消費者により身近な地方においても、消費者行政の充実が求められています。

このような状況の中、本県においても、県民の安心で安全な消費生活を確保するためには、幅広い分野にまたがる消費者行政を一体的に推進するとともに、複雑・高度化する消費者問題への適切な対応がますます必要になってきています。このため、関係部局の連携を図り、消費者行政を総合的・横断的に推進するため、知事を本部長とする「岐阜県消費者行政推進本部」を設置し、第1回本部員会議を下記により開催しましたのでお知らせします。

記

1 開催日時 平成22年4月20日(火) 10:00～10:30
及び場所 県庁4階特別会議室

2 出席者 岐阜県消費者行政推進本部構成員(一部代理あり)

本部長：知事
副本部長：副知事
本部長員：各部長、教育長、警察本部長、各振興局長

3 会議内容 (1) 消費者行政推進本部設置の概要
(2) 消費者行政の現状
(3) 消費者行政の重点的取組み

4 会議における主な確認事項

- 消費者への教育や啓発を広く行うため、各部局を通じて各種団体への働きかけを行うなどの協力体制をとること
- 消費者事故等については、各部局間の情報共有を図るとともに、必要な場合は連携して迅速な対応をとること
- 消費者行政活性化基金(H21～H23)の期限の延長や、使い勝手の改善について引き続き消費者庁へ要請を行っていくこと
- 県内市町村に対し、消費生活センターの設置等相談体制の整備を働きかけていくこと

(参考) 岐阜県消費者行政推進本部について

- 1 設置日 平成22年4月1日
- 2 構成員 上記2 出席者に同じ
- 3 所掌事務 ・県内消費者行政に関する施策の総合調整
・消費者事故等の情報共有
・その他消費者行政の円滑な遂行を図るために必要な事項に関すること
- 4 組織 推進本部の下に幹事会を設置(構成員：各部長の政策課長等)するとともに、特定の課題(注)については部会を設置(構成員：関係課長)する予定

(注) 現時点で想定される課題
・消費者教育の推進
・多重債務問題対策
・市町村における相談体制の整備